

5. 正社員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員

5-1. 正社員とパート・アルバイト、派遣社員、契約社員って何が違うの？

Q：どうなる？こんなトラブル！

「正社員」募集の広告を見て面接に行ったところ、1年ごとの契約になると言われました。求人情報では、正社員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員など、いろいろな名称で募集がでていますが、どこが、どう違うのでしょうか？

A：これがルール！

これらの名称は、職場内での呼称であって、事業主ごとにその意味や内容が異なります。

正社員は、定年までフルタイムで勤めることを前提とした雇用形態として使われることが多いです。それ以外の形態は、まとめて、非正社員や非正規雇用などといわれることがあります。

■いろいろな働き方

正社員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託社員などの名称は、法律上のものではありませんので、それだけでどのような働き方になるかは、はっきりしません。

これらの名称は、一応の目安と考えて、求人内容をきちんと理解することが大切です。

わからないことがあれば、採用担当者に尋ねるなどして、仕事の内容、契約期間、給料、勤務時間、休日といった労働条件を確認する必要があります。

“こういった区分をしている使用者が多い” という意味で特徴をまとめると、次のようになるでしょう。

●正社員

フルタイム勤務で、雇われる期間を決めずに働く労働者を指すことが多い。パートタイム・有期雇用労働法では「通常の労働者」と呼ばれる。

できるだけ長く働いてもらうことが期待されているため、最初に試用期間を設けている使用者が多い。

他の働き方と比べると、勤務日数や勤務時間、仕事上の責任などで拘束が多く、転職や出向などの人事異動があつたりするが、昇進・昇給のチャンスもある。

ボーナスや退職金などの支給が予定されていて、定年まで雇われることが多い。

●パート

1日または1週間の所定労働時間が、正社員よりも短い労働者をいう。パートタイム・有期雇用労働法では「短時間労働者」と呼ばれる。

フルタイムで働くことが難しい主婦や学生などが、自分の生活スタイルに合わせ、短時間の勤務を希望してパートとして働いたりする。

無期契約で雇用される場合もあるが、数か月や1年など、雇われる期間を決めて（有期労働契約）働くこともある。有期雇用の場合、最初に決めた期間が終わったら仕事がなくなってしまうこともあるが、再び期間を区切って契約が繰り返し更新されることもある。

パートは、正社員の業務を補助する仕事や定型的な仕事をする人が多いが、パートの中には正社員と変わらない仕事をしている人もいる。

給料は、時給制や日給制の場合が多く、ボーナスや退職金制度は無いとか、正社員とは別の定め方をすることが多い。

●アルバイト

パートと同じく、所定労働時間が正社員よりも短い労働者の意味で使われることが多い。また、雇われる期間が短い場合が多い。

小売業やサービス業などでは、「アルバイト」は学生アルバイトやフリーター（フリーアルバイト）、それ以外を「パート」と呼んで使い分けているところもある。

また、パートは、フルタイムの正社員の労働時間・勤務日数より短い働き方を意味する呼び方だが、アルバイトの場合は、正社員と同じ時間働くフルタイムのアルバイトも存在する。

●派遣社員

人材派遣会社（派遣元事業主）と労働契約を締結して派遣社員になり、派遣元が労働者派遣契約を結んだ派遣先（労働者派遣の役務の提供を受ける者）の指示を受けて働く働き方をする労働者。雇われる会社（派遣元事業主）と、指揮命令を受けて仕事をする派遣先とが違うのが特徴。仕事の内容や給料の決め方はいろいろある。

また、派遣期間が終わった後、その働きぶりによって派遣先が直接雇うことを予定した「紹介予定派遣」もある（「5-5. 派遣社員から正社員になれる制度ってあるの？」参照）。

● 契約社員

有期労働契約を締結して働く者を指すことが多い。

パートではなく、フルタイム勤務で、いつからいつまでと、雇われる期間を決めて働く有期雇用労働者を契約社員と呼ぶ会社が多い。

有期労働契約なので、契約期間が終了すると、仕事がなくなることもあるが、再び契約を結んで（更新）、仕事を続けることもある。

契約社員の場合、仕事の内容は、正社員と同じか、同じような仕事が多く、専門性の高い仕事をすることもある。

月給制の場合が多いが、時給制や日給制もある。ボーナスや退職金制度は無いことが多い。

有期契約社員のうち採用時に定年を超える年齢の労働者や、定年後の再雇用の労働者を、嘱託社員などと呼ぶ会社もあります。